

平成29年度第3回小牧市障がい者計画等策定委員会議事録

| | |
|-------|---|
| 日 時 | 平成29年8月31日（木） 午後2時から |
| 場 所 | 小牧市役所東庁舎5階大会議室 |
| 出 席 者 | <p>会 長 手嶋会長</p> <p>副会長 稲垣副会長</p> <p>委 員 谷委員、石原委員、吉田委員、清水委員、川崎委員、 北澤委員、越後谷委員、角田委員、鵜野委員、川島委員、 舟橋委員、中村委員</p> <p>事務局 長寿・障がい福祉課長 山本 長寿・障がい福祉課長補佐 西島 長寿・障がい福祉課障がい福祉係長 生駒 長寿・障がい福祉課障がい福祉係 梅村</p> |
| 会議の公開 | 公開 |
| 傍 聴 人 | 3人 |
| 次 第 | <p>1 あいさつ</p> <p>2 議題 （1）第3次小牧市障がい者計画の重点施策等</p> <p>3 その他 策定委員会の開催予定日</p> |

【あいさつ】

長寿・障がい福祉課長よりあいさつ。

手嶋会長よりあいさつ。

【議題】

- 会 長 議題（１）について、事務局から説明してください。
- 事務局 （事務局より説明）
- 会 長 ありがとうございます。委員の皆様にはこれから、３つの視点でご意見を
お願いします。仮に、基本理念、基本目標、それぞれの施策を大項目、中項
目、小項目として考えます。１つ目は、中項目である基本目標について、４
ページ以降に示されている中身についてご意見をいただければと思います。
２つ目は、小項目であるそれぞれの施策から３つを重点施策として選択して
いるとのことですので、その妥当性についてご意見をお願いします。３つ目
は、次回の議論をより実のあるものにするために、小項目の内容について事
前のご意見があればお願いします。その３点を含めて委員の皆様にご意見
をお聞きしたいと思います。
- 越後谷委員 療育のところで、「放課後等デイサービスの質の確保」と書かれています。
どのように、質の向上をしていくのか気になりました。また、ヒアリング
にある「子育ての力がない親への支援が必要」に対して、事業所の質の向
上・確保を求めていくことは相反してしまうのかなと思い、今後どうなる
のかなと気になります。
- 事務局 デイサービスの質の確保について、自立支援協議会の連絡会のひとつに子ど
も連絡会があります。これは、市内のデイサービスの事業所が参加するもの
で、情報交換等や、療育支援の研修会等も行っておりますので、そういった
機会を通じて、支援員の知識の向上も含め、事業所の質の向上を図ってい
きたいと思います。
- 会 長 「子育ての力のない親」という文言はもう少し柔らかい表現のほうが良いと
思いましたが、市がヒアリングを受けて、どのようなニュアンスで聞き取ら
れたか教えてください。
- 事務局 障がい児の親の団体からの意見でしたが、サービスを頼りすぎずに、親もし
っかりしなければいけないという意味での発言だったのではないかと理解し
ています。
- 角田委員 重点施策の相談支援体制の充実について、基幹相談支援センターですが、設
置が既定路線ではないということでしたが、現在市が考えている基幹相談支
援センターに対する方向性があれば教えてください。
- 事務局 現在の小牧市の相談支援事業は、４法人に委託し５事業所で業務を行ってい

ます。いずれも基幹ではなく一般的な相談支援事業所という位置づけです。他の市町を見てみますと、基幹相談支援センターが中核的な相談支援の拠点となって相談支援事業を展開しているところもあります。小牧市では、基幹相談支援センターを担える事業所があるかという問題もあり、そのあたりも含めて今後議論を深めていきたいということで、現状ではセンターを作ると明言はできない状況です。

○角田委員 県内の市町では設置が進んでいますので、もう少し設置に向けて踏み込んだ書き方をしても良いのかなと思います。

○鶴飼委員 重点施策についてですが、こういうところに特に予算をつけていきたいという視点があるといいかなと感じます。

基本目標の8つについて、具体的な施策の中に医療ケア児の言葉が入っていたり、ユニバーサルトイレの充実といったキーワードがこの中に入っていることで進み具合に効果があるかと思えます。

前回までの私の発言について、特別支援学校の医療的ケアについて触れましたが、これは、医療的ケアができるスタッフの確保や維持は、学校においても事業所においても非常に難しい問題であるため、医師も含めて医療関係者により関心を持って療育に参画してほしいという意図でありますので、ご配慮ください。

○川島委員 6ページの就労に関して、ヒアリングからの意見として、「一般就労している方の社会的孤立を防ぐため、気軽に参加できるサロンなどがあるといい」は、どちらかというとなら就労支援ではなくて7ページの社会参加ではないか思いました。また、5ページの「小牧市に就職イベントがあれば」という意見は、6ページの就労支援だと思いました。

3ページの基本目標のひとつ「社会参加を促進します」の小項目に「アクセシビリティの向上」とありますが、この言葉は一般的でしょうか。私には難しい言葉だったので、用語集で解説があるのか気になりました。

○事務局 ご意見がどの分野にはいるかについては、正直迷いながら整理しました。今のご意見もその通りだと思いますので、再度検討させていただきます。用語について、計画書の最後に用語集を掲載しますが、そもそもわかりやすく書くというのは当然だと思いますので、用語の表現についても工夫をさせていただきます。

○舟橋委員 基本目標について、2番の「障がいのある人の生活を守ります」という項目がありますが、これは2つに分かれるのではないかと思います。1つは障がい者本人に対する自立に向けての支援、もう1つは障がい者の介助支援をしている家族に対する支援ということだと思います。グループホームは、親元を離れて一人での生活を支える施策だと思いますし、ショートステイは家族

のいわゆるレスパイトのためだと思います。そういう意味で、ニーズは分かれますので、調整が必要だと感じました。

重点施策のひとつに、権利擁護支援センターの構想がありますが、4つご質問があります。1つ目は、成年後見制度利用支援事業における小牧市の実績はどの程度あるのか知りたいと思いました。2つ目はセンターが実施する事業に対して国の補助金などがあるのか気になりました。また、障がい者施策だけでなく高齢者施策の部局との連携がどうなっているのか。加えて、小牧市のみならず広域という形ですが、なぜこの4市町なのか気になりました。

3番目として、担い手はNPO法人とありますが、NPO法人としてどこが担うのか、これから公募するのかについて気になりました。4つ目は、このセンターの機能について、相談支援事業が主になっていますが、実務についてケースワークを想定しているのか気になりました。そのあたりについて教えていただきたいと思います。

○事務局 まず、成年後見制度利用支援事業は市長申し立てに対する助成事業であり、高齢者と障がい者に分かれています。障がい分野で年間1件とか2件です。

○舟橋委員 それはどのような方が対象ですか。

○事務局 対象としている人は所得の低い方や生活保護世帯です。

○舟橋委員 助成対象以外に市長申し立ての人はおられますか。

○会 長 障害者総合支援法の地域生活支援事業以外で市町村申し立ての事例はありますか。

○事務局 事例はないと認識しています。

次に補助金の関係について、成年後見制度の普及啓発にかかる事業に対して国や県の補助制度があります。このセンターの業務の一部として、普及啓発を行いますので、この事業に対しての国や県の補助金はあると認識しています。

○舟橋委員 市民後見人の育成に対する支援はありますか。

○事務局 国でそういった補助制度があるのかはわかりません。

次に、この権利擁護支援は、障がい者施策であると共に、高齢者施策でもあります。小牧市は長寿・障がい福祉課が高齢者施策と障がい者施策を担っているため、連携はもちろんできています。他の市町は、高齢者施策と障がい者施策を別の課で担っている市町が多いのですが、そういった市町につきましても連携はとれています。

この権利擁護支援センターは、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の2市2町で作ろうとしています。はじめは、春日井、犬山、江南を加えた尾張北部圏域である5市2町でこのセンターを作る提案をしましたが、春日井市と江南市はすでにこういった機能を持つセンターがあり、犬山市は今後取り組みた

い事業であるため見送るということで、最終的に残ったのがこの2市2町です。

委託先のNPO法人は、新たに設立し、そこに委託しようと考えています。現時点で、この業務を担える法人がないためです。

センターの機能として、一番大きいものが相談支援です。ご本人やご家族、支援者、行政からの相談を受けることを想定しており、例えば相談者が市役所に相談に来た場合も、権利擁護支援センターの職員を含めてケース会議を開くことはあると思います。一方は福祉の視点から、一方は民法の視点から支援を行う、というような相談支援を想定しています。

- 舟橋委員 つまり実務介入はしないのですね。介入というのは、問題解決に向けてのケースワーク等です。
- 事務局 実務に介入することになります。しかし、権利擁護の支援が必要な方はもっと総合的な支援が必要になるケースが多いため、複数の関係機関が入っていくと思います。
- 舟橋委員 虐待対応ということも出ていますけれども、立ち入り調査や強制一時保護になった場合にNPO法人の立場でできるものなのかと感じます。
- 事務局 将来的には虐待対応も担っていくこととしていますが、具体的にどういう役割分担で行うか詰め切れていないので、今の段階でお答えができない状況です。
- 会 長 法律上、NPO法人は虐待に対してのジャッジはできませんので、書き方の調整が必要だと思います。
- 中村委員 災害支援のため熊本、大分に行ってきましたので、実際に行って現場で感じたことを述べさせていただきたいと思います。小牧市もメールでかなり災害情報が発信されており、災害の状況に関しては危機管理課からも発信されていますが、実際には初動はかなり混乱しています。1時間ごとなどに発信していただかないと皆さんすごく不安になります。これは聞いた話ですが、東日本大震災の時は、要援護者の方が健常者の方に比べて2倍亡くなられています。それは情報が遅かったためです。高齢者の方、障がい者の方には逃げることにに関して情報発信がなされていないため、多くの方が亡くなっている。ということは、情報発信していれば命が助かった方がいたと思います。発信の仕方は一番大事かなと思います。
避難訓練を各事業所や学校はしていると思いますが、その避難訓練は活かされていません。ヘルメットをかぶって避難訓練しているのか、電気がストップした状況の中で階段を降りることができるか、そこまでの避難訓練があつてこそ実際に活かされると感じました。市の防災訓練も8月20日に行われましたが、その際に高齢者、障がい者、事業所、各福祉団体がどのくらい参

加したのかということも情報の一つだと思います。

福祉避難所について、小牧は野口の郷が福祉避難所になっています。水害の時に必ず避難勧告が出る地域です。つまり行くことができないため機能しません。小針の郷の横には川があります。あさひ学園に関しては、周りが住宅地です。地震が起きた時、たぶん車が入りません。その状況の中で、なぜこの3つが指定されているのか、危機管理課と協力して他の安全な避難場所を見つけることをできないのかという思いがあります。福祉避難所は熊本も大分も実際に機能していません。普通の避難所に行くか、自宅で生活されている方がほとんどでした。福祉避難所についてもっと取り組んでいただきたいと思います。

要援護者のマップですが、民生委員の方も被災されます。その状況の中で、民生委員に重荷を背負わせるのは厳しい状況ですし、要援護の方までは手が届かなくなってしまうと思います。一番重要なことは隣近所のつながりであり、住民一人一人の気持ちがあれば動けることもあると思います。民生委員の方に限定してしまうと誤解が生まれてしまうので、この表現は省いたほうが良いと思います。

- 会 長 4つについてお話しいただきました。1つ目は情報発信の方法、2つ目はより実践を想定した避難訓練の実施、3つ目は福祉避難所の設置場所を含めた検討、4つ目は要援護者マップの活用について民生委員に限定するのではなく、幅広い形で協力できる方にわかるようにしたらどうか、というようなご指摘でした。ご経験をもとに裏付けされたご意見ありがとうございました。
- 事務局 いずれも日頃から問題意識としては持っているのですが、なかなか整理できておらず、反省すべきことだと思います。計画の中できちんと位置付けていきたいと思います。
- 北澤委員 権利擁護支援センターの設置については大賛成です。障がい者本人が高齢化している中で、成年後見制度を利用したほうが良い方も多くおられますので、今後利用を希望される方は増えていくと感じています。
- 川崎委員 3つほど質問があります。1つ目は基本目標の「社会参加を促進します」での小項目について、スポーツは障がい者スポーツ、レクリエーションなどを市でやっていただいています。文化芸術活動への取り組みについてはどのようなイメージを持っておられるのか。例えば、ダンスだとかアートの展覧会だとかを考えているのかお聞きしたいと思います。
2つ目は、直接計画とは関係ないですが、就労継続支援A型が、法律が厳しくなった影響で閉鎖している事業所があると聞いています。岡山県倉敷市で200人近く解雇されたことや、愛知県内でも69人が解雇されたと新聞に出ていましたが、小牧市は心配ないのか、もし解雇された場合は何か手立て

を考えているのかを聞きたいです。

3つ目は、9ページの権利擁護支援センターについて、2市2町で行うとありますが、犬山市や春日井市、江南市は近くてもまた別のエリアになるのですか。

○事務局 文化芸術活動への取り組みは、ヒアリングを行う中で、そういうことも大切じゃないかというご意見がありましたので記載していますが、現時点で具体的なアイデアはありません。

就労について、小牧市では、A型の事業所が1箇所閉鎖したのですが、あとから他のA型の事業所が入ってきたことによって、解雇されることはありませんでした。実際に事業所が閉鎖した場合は、行き先を一緒に探すしかないと思います。

権利擁護については、圏域ということになると確かに春日井市、犬山市、江南市も含まれますが、すでに権利擁護支援センターがあるなどの理由で、最終的にこの2市2町になりました。

○清水委員 3点ほど質問とお願いがあります。まず、基本目標の8つの中で、「医療の確保」について、アンケートなどから医療的ケアの必要性が感じられます。ただし、実際にショートステイで医療行為が必要な人を受け入れるなら、夜勤対応できる看護師を確保しなければいけません。報酬の問題等、経済的な面も含めて社会福祉法人で対応することは難しいと思います。また、病院においても人手不足という問題があります。しかし、ニーズとしては高い現状です。重点施策の3点にはありませんが、小牧市で医療的ケアについて具体的に考えていただけたらと思います。社会福祉法人が担うのは難しく、行政機関として考えていただけたらと思います。

2つ目は、重点施策の権利擁護について、財産管理や医療的な意思決定を成年後見人が対応していくのかどうか、成年後見人が難しい場合には権利擁護支援センターが対応していけるのかお聞きします。また、センターが支援する対象者は、小牧市に住民票がある方でしょうか。入所利用者をどこまで見ていただけるのか教えてください。

3つ目は、相談支援体制の充実について、相談支援専門員の基本的な認識の共有という観点から、障害者権利条約、合理的配慮、意思決定支援などの最近の法令の動き等について、研修していただけたらと思います。

○事務局 今回ご意見いただきましたので、特に医療的ケアの必要な障がい児への支援をどのような位置づけにするか、事務局で検討させていただきたいと思えます。

権利擁護支援センターに関する後見人の役割については、現時点で明確な線引きはできません。医療行為の同意についても、現時点では回答しかねます

が、将来的な課題として受け止めたいと思います。

権利擁護支援センターへ相談できる対象者は、2市2町の住所を現に有する人となります。

人材育成については、自立支援協議会のうち相談員が参加する連絡会などを通じて、制度の理解を深めるような研修を企画していきたいと思います。

○吉田委員 先日、地域福祉座談会というものを開催しました。その時に出た話題が避難に際して障がい者をどう把握するか、救助するかについてです。民生委員は障がい者も一人暮らし高齢者も、どこに誰がいるかは把握していますが、いざ地震が来た時にどうするのかを話しました。

それから、東日本大震災では救助のために50人余りの民生委員が亡くなっています。先ごろの九州でも過労で一人亡くなられたということを知っています。我々民生委員は平均年齢が70歳です。県や国の方針としてはまず自分の安全の確保、次に近隣の援助を待つ、そのあと消防や自衛隊が来るとなっていますが、実際に体験をしていないため難しいなと思っています。

避難所についてはまだまだ課題があり、優先順位を持って取り組んでほしいと感じています。住民が支えあうということが理念にありますが、障がい者であろうが健常者であろうが住みやすい社会、地域を作るということに市も一層取り組んでほしいと思います。要援護者マップも公開してほしいと感じます。しかし、個人情報の問題もあり市として公開できないものもあると思います。判断が難しく悩んでいるのが現状です。

もう一つ、障害者虐待防止センターとありますが、市内の発生件数などを教えていただければ、今後の課題としたいと思います。

○会 長 特に福祉避難所については複数の委員のご意見をいただきました。今のままではあまりにも危険な場所があるというご指摘もありますので、より具体的により実効性のある、見直しをぜひお願いしたい、という要望もしっかり議事録の中にも収めたいと思います。

○事務局 小牧市では、この1年間で虐待の認定はありません。ただし、いろいろな相談があり、その中には虐待の疑いがある相談もあります。

○石原委員 権利擁護支援センターができることはとってもありがたく感じっていますが、仮に自分が利用している法人が後見までやるということであれば、慎重に議論しないといけないと思います。

○会 長 ここでいう法人後見とはセンターが受け持つという意味で、お一人お一人の利用者がサービスを利用している施設が後見人をするという意味ではないと思います。

○石原委員 センターへの相談は、こどもが学校を卒業して社会人となったあとも、困ったことがあったら相談してよいですか。

また、避難所の話ですが、愛知県でも地域によってすごく温度差があります。一番活発なのは豊橋と知多半島で、あとは声をかけてものってこないです。豊橋は育成会が避難所体験として社協を開放し、1泊する企画があり、50人ほど参加がありました。

○事務局 新たに作る権利擁護支援センターは権利擁護に特化した機関になりますので、成年後見制度の利用であったり、金銭管理での困りごとであれば、相談いただいても問題ないと思います。

○谷委員 基本目標の「障がいのある人の生活を守ります」のところで、「高齢の聴覚障がい者のためにも手話の対応ができるデイサービスがあるといい」とありますが、要約筆記の対応も必要だと思えます。

また、視覚障がいのことが取り上げられていません。視覚障がい者に対して、災害時だったり、入所施設だったり、どういう問題があるのか気になります。また、アンケートの回答は視覚障がい者は自分で書けないため家族などが代わりに書いたのでしょうか。

○会 長 視覚障がいの方の団体等にヒアリングはできていますか。

○事務局 できていません。次回以降の反省点とさせていただきます。ただアンケートは視覚障がいの方も対象としていますので、もう一度改めて回答を確認して、視覚障がいの方のニーズなどを汲み取っていきたいと思えます。

○会 長 アンケートの調査方法や回収結果についてはどうですか。

○事務局 アンケートについては、身体、知的、精神、障がい児の手帳を持っているすべての方がアンケートの対象となっています。無記名で郵送による返信や人によっては封をした状態で市役所にお持ちいただいた人もいます。最終的な回収率は約57%であり、過去の例を見ても、今回が低いというわけではありません。

○会 長 高齢化が進み、障がい特性によって、送られたアンケートが書けず、返信できないという懸念がありました。知的障がいや精神障がい本人ができず家族の回答になってしまうこと、自分で読んで回答するということが負担を持っている方が実は多いのではないかとということが考えられます。今後はそのようなことにも配慮して行う必要があるというご指摘だと思いますが、どうですか。

○事務局 次回以降の話になるとは思いますが、確かにアンケート調査の項目が非常に多かったのも、回答する方もご苦労いただいたのかなと思えます。だからと言って、簡単なアンケートでは意見がくみ取れなくなってしまうので、バランスが重要かなと思えます。計画を作るうえで、必要最小限の情報かつ当事者の方に負担がかからない方法を検討していきたいと思えます。

○会 長 これで皆様のご意見を一通り伺いました。委員の皆さんにおかれましては、

今後何かありましたら、次回まででも意見があれば事務局の方にご連絡いただければと思います。

次に、その他について事務局から説明してください。

- 事務局 (事務局より説明)
- 会 長 本日の議題は終了しました。事務局へお返しします。
- 事務局 多数のご意見ありがとうございました。これをもちまして終了いたします。